

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、裁判官の育児休業の対象となる子の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 育児休業の対象となる子の範囲の拡大

裁判官の育児休業の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であつて、当該裁判官が現に監護するもの、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である裁判官に委託されている児童のうち、当該裁判官が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として最高裁判所規則で定める者を含むものとする。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 関係法律の規定の整備を行う。